

令和7年度「東区地域福祉活動サポート助成事業」募集要項

1.事業の目的

この事業は、社会福祉法人名古屋市東区社会福祉協議会（以下「本会」）が、共同募金配分金を財源に公募で行う助成事業です。第5次東区地域福祉活動計画の推進と共同募金運動への理解の拡大を目的に実施します。

2.助成対象団体

東区を主な活動拠点とする、以下の非営利の地域福祉団体

- ①法人格を持たない任意団体（ボランティア団体や地域の有志の集まり等）
（例）法人内の有志のグループ、学校の部活動、町内会や自治会等
- ②営利を目的としない法人
（例）NPO 法人等

3.助成対象事業

令和7年度に東区内で実施する地域福祉活動（第5次東区地域福祉活動計画の取り組み項目に沿った活動）であり、令和7年度に新たに**取り組む事業**、もしくは**拡充して取り組む事業**を対象とします。

【第5次東区地域福祉活動計画の取り組み項目（詳細）】

①地域住民どうしのつながり・交流をつくります

- ・今まで地域に関心や関わりのなかった人たちも地域行事に参加できるしかけづくり
- ・世代間での価値観の違いを超えて交流できる場や機会づくり
- ・担い手不足を補うような地域行事の新たな開催方法の検討
- ・外国籍の人たちと、お互いの文化や習慣を理解しながら交流できる機会づくり

②役割や生きがいを持ち、社会参加できる機会をつくります

- ・定年退職後の高齢男性や元気高齢者が地域活動へ参加するしくみづくり
- ・働く世代や地元企業なども巻き込んだ、多様な社会参加の機会づくり

③自ら参加することが困難な人への対応を検討します

- ・他者との関わりを拒んでいる人への効果的な情報発信の仕方の検討
- ・社会から孤立しがちな人の社会参加のきっかけとして、就労支援の提供

④困っている人に寄り添い、解決策を考えます

- ・困っている人に気づくことができ、困っている人が困っていると言える環境づくり

⑤お互いを知り、理解する取り組みを進めます

- ・認知症や障がいのある人、外国籍の人などへの理解を深めるため、地域で大人も子どもも共に学べる福祉学習の場をつくる

⑥地域住民と専門職との連携による課題解決を進めます

- ・地域住民と専門職が役割を分担し、連携して地域の課題や困りごとを抱えた人の課題の解決に取り組めるしくみをつくる

4.助成の種類

①活動助成…対象団体が実施する事業の活動にかかる経費

*次の事業については、助成の対象外とします。

- 他から助成金・補助金を受けている事業
- 営利を目的とする事業
- 会員の飲食にかかる経費
- 団体の人件費（講師謝礼は除く）や経常経費にかかわるもの
- その他不相当であると認められる事業

②備品助成…対象団体が実施する事業において購入する備品にかかる経費

*次に該当するものは、助成の対象外とします。

- 特定の個人が専ら使用するもの
- 前年度助成を受けた備品（類似品を含む）
- その他不相当であると認められる備品

5.助成金の申請上限額

①活動助成…上限 100,000 円

②備品助成…上限 50,000 円

*同時に両方の申請が可能ですが、助成の種類ごとに1団体1件までとします。

6.申請方法

「令和7年度 東区地域福祉活動サポート助成事業申請書」（様式1）に必要事項をご記入の上、添付書類を添えて、来所または郵送にて、本会に提出をしてください。（メール・FAXでの提出は不可）

申請締め切り 令和7年2月7日（金）

*** 来所の場合は17時まで受付。郵送の場合は締切日必着。**

7.審査方法

（1）第1次審査

本会による書面審査を実施し、2月中旬頃、第1次審査の結果を申請団体に通知します。

（2）第2次審査

①備品助成…審査員による書面審査を実施

②活動助成…第1次審査を通過した団体には、3月10日（月）に審査員による質問会を開催し、助成の可否や助成金額を決定します。その結果を団体に通知します。第1次審査を通過した団体は必ず第2次審査に出席していただきます。出席されない場合は、申請を辞退したものとみなします。

* 審査基準

- ①必要性：福祉的な効果が期待できるもので、地域にとって必要と思われる活動であるか。
- ②継続・発展性：今後の発展を期待できるものであるか。
- ③財政的：効果的に経費が活用されているか。
- ④関連性：第5次東区地域福祉活動計画の取り組み項目に沿ったものであるか。

8. 審査員等

- (1) 学識経験者、本会役員等

9. 助成金の交付

審査の結果、助成金の交付が決定した団体へ「助成決定通知書」を交付し、助成金の交付を行います。助成申請額が減額される場合がありますので、ご承知おきください。

10. 活動の報告

助成を受けた団体は、事業終了後2週間以内に「事業報告書」(様式5)を本会会長へ提出してください。また地域住民やボランティアが参加する本会事業の中で、今回助成を受けた活動や、購入した備品について報告をしていただきます。

11. 助成金返還

次のいずれかに該当する場合は、助成金の金額、または一部返還をしていただきます。

- (1) 所要額が助成交付額を下回ったとき
- (2) 事業が適正に実施されなかったとき
- (3) 不当に助成経費が使用されたとき

12. その他

(1) 申請内容や事業報告等を本会の広報誌やホームページなどに掲載する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 申請書等に記載されている個人情報については、本会個人情報保護規定に基づき、適正に管理します。

(3) この助成金は共同募金を財源としています。共同募金運動への理解促進のため、チラシへの掲載、のぼりの活用、募金箱の設置や街頭募金など共同募金運動へのご協力をお願いします。

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金



赤い羽根共同募金とは？

赤い羽根共同募金は、毎年10月1日から12月31日まで「赤い羽根」をシンボルに行われる募金運動です。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう「じぶんの町を良くするしくみ。」として、様々な地域課題を解決する活動を財政面から支援しています。東区内で皆さまからお寄せいただいた募金の約80%が東区の地域福祉向上に、約20%が愛知県内の福祉施設の整備等のための貴重な財源として役立てられます。

【赤い羽根共同募金 街頭募金活動の様子】



○東区地域福祉活動サポート助成事業は、赤い羽根共同募金を財源に実施しています。



活動経費助成（講師謝金等）



ボランティア活動の備品助成



ボランティア活動の備品助成



第2次審査会の様子



本会事業の中での報告の様子



本会事業の中での報告の様子

【申込み・お問合せ】 社会福祉法人 **名古屋市東区社会福祉協議会**

〒461-0001

名古屋市東区泉二丁目28-5 高岳げんき館（東区在宅サービスセンター）

電話 932-8204 FAX 932-9311

メール：higashiVC@nagoya-shakyo.or.jp

ホームページ：<http://www.higashi-fukushi.com/>